# 2007 山梨中央銀行ディスクロージャー誌別冊 ~バーゼルII第3の柱に基づく 自己資本の充実の状況等の開示について~

## Contents

連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項			
[定性	的な開示事項]		
_	連結の範囲に関する事項	- 1	
=	自己資本調達手段の概要 ————————————————————————————————————	- 1	
$\equiv$	連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法		
0	D概要 信用リスクに関する事項	- ]	
匹	信用リスクに関する事項 ―――――	- 1	
五	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針		
及	ひび手続きの概要	- 2	
六	派生商品取引及び長期決済期間取引の		
耳	図引相手のリスクに関するリスク管理の方針		
及	ひび手続きの概要		
七	証券化エクスポージャーに関する事項 ―――――	- 2	
八	オペレーショナル・リスクに関する事項 ――――	- 2	
九	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー		
(6	こ関するリスク管理の方針及び手続きの概要 ―――――	- 3	
+	銀行勘定における金利リスクに関する事項 ――――	- 3	
[定量	的な開示事項]		
_	自己資本の構成に関する事項		
=	自己資本の充実度	- 5	
Ξ	信用リスクに関する事項 ――――		
匹	信用リスク削減手法に関する事項 ―――――	- 8	
五	派生商品取引及び長期決済期間取引の		
耳	以引相手のリスクに関する事項	- 8	
六	証券化エクスポージャーに関する事項 ―――――		
七	マーケット・リスクに関する事項 ――――	10	
八	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー		
(8	こ関する事項	11	
九	銀行勘定における金利リスクに関して連結グループ		
	が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は		
糸	圣済価値の増減額	11	

## 単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

[定性	的な開示事項]	
_	自己資本調達手段の概要	- 12
_	自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ――――	
Ξ	信用リスクに関する事項 ―――――	- 12
匹	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針	
及	ひび手続きの概要	- 12
五	派生商品取引及び長期決済期間取引の	
耳	図引相手のリスクに関するリスク管理の方針	
及	ひび手続きの概要	- 12
六	証券化エクスポージャーに関する事項 ――――	- 12
七	オペレーショナル・リスクに関する事項 ――――	– 13
八	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー	-
(6	こ関するリスク管理の方針及び手続きの概要 ――――	- 13
九	銀行勘定における金利リスクに関する事項 ――――	– 13
[定量	的な開示事項]	
_	自己資本の構成に関する事項 ―――――	- 14
=	自己資本の充実度	
Ξ	信用リスクに関する事項 ―――――	- 16
兀	信用リスク削減手法に関する事項 ―――――	- 18
五	派生商品取引及び長期決済期間取引の	
耳	図引相手のリスクに関する事項 ――――――	- 18
六	証券化エクスポージャーに関する事項 ――――	
七	マーケット・リスクに関する事項 ―――――	- 20
八	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー	
(8	こ関する事項	-21
九	銀行勘定における金利リスクに関して銀行が	
Þ	内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は	

本誌に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てて 表示しております。

経済価値の増減額 -----

\_\_\_\_\_21

#### [定性的な開示事項]

#### 一 連結の範囲に関する事項

イ 自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連 結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

#### □ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子 会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は5社です。

名 称	主要な業務の内容
山梨中央保証株式会社	信用保証業務等
山梨中銀リース株式会社	リース業務等
山梨中銀ディーシーカード株式会社	クレジットカード業務等
山梨中銀ビジネスサービス株式会社	銀行事務受託
山梨中銀経営コンサルティング株式会社	ベンチャーキャピタル業、
	コンサルティング業

ハ 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融 業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連 法人の名称及び業務の内容

該当ありません。

二 自己資本比率告示第八条第一項第二号イから八まで又は第 三十一条第一項第二号イから八までに掲げる控除項目の対象 となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内 容

自己資本比率告示第八条第一項第二号イから八まで又は第三十一条第一項第二号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社は1社です。

名 称	主要な業務の内容
やまなしベンチャー育成 投資事業有限責任組合	山梨県内に本社又は事業所を有する企業を中心とした中小企業等に対する投資及び株式公開支援

ホ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。) 第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を 専ら営むもの又は同項第十二号に掲げる会社であって、連結 グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及 び主要な業務の内容

該当ありません。

#### へ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の 概要

連結子会社5社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。

#### 二 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段(平成19年3月末)

自己資本調達手段	概要
普通株式(398百万株)	完全議決権株式

## 三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方 法の概要

当行では、自己資本額に対して、各リスクカテゴリー毎に計量化したリスク量(信用リスク、市場リスク量等)を統合したリスク量が、経営体力の中に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としてい

ます。また、使用した資本に対する利益の状況を内部管理上の収益指標に活用することにより、健全性の確保とリスクに見合った収益の獲得を目指しております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- · 自己資本比率
- · Tier 1 比率
- ・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」 量および「信用集中リスク」量

#### 四 信用リスクに関する事項

#### イ リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、 当行の資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少また は消滅し、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクへの対応として、審査体制の整備や 人材の育成を進めるとともに、信用リスク管理の高度化に積 極的に取り組んでおります。

(信用リスク管理の基本方針)

当行が企業として存続発展し、信用秩序を維持し、地域の金融仲介機関として社会的責務を果たしていくためには、銀行としての本業がリスク管理にあることを認識し、適正なリスクテイクとそれに見合うリターンをコントロールしていくとともに、損失を最小限に止めていく努力が不可欠であります。

特に、信用リスクは当行にとって最も基本的なリスクであり、与信業務に係る本源的なリスクでもあります。

当行は、「リスク管理基本規定」を踏まえ、「融資の規範」に定める融資業務の基本的理念、規範に則り、信用リスク管理を徹底するとともに、その高度化を推進していくことを信用リスク管理の基本方針としております。

#### (貸倒引当金の計上基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金として計上する方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒 実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連 部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部 署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記 の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

#### ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切と判断し、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)を採用しております。

## 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスク削減手法とは)

当行では、自己資本比率の算出において、告示第八十条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行の抱えているリスクを軽減するための措置であり、金融資産担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。比率の算出以外においては、担保として、不動産等により信用リスクの削減を図っております。

#### (方針および手続きの概要)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められている適格金融資産担保については、当行が定める「担保評価基準」にて、評価及び管理を行っております。自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。また、保証については住宅金融支援機構や政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっており、信用度の評価については、すべて政府保証と同様に判定しております。貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。なお、不動産においては、定期的に値洗いを行い、適切な信用リスクの把握に努めております。

## 六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オン・バランス取引と合算しオン・オフー体で管理しております。

派生商品取引の信用リスク算出に当たっては、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し、管理しております。

## 七 証券化エクスポージャーに関する事項

## イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(取引の内容)

当行は、債権の証券化については、投資家としてのみ保有しており、証券化を行った資産はなく、オリジネーター及びサービサーとしても証券化に関与しておりません。

(取引に対する取組方針)

当行は新規の証券化の予定はありません。

(取引に係るリスクの内容)

当行が保有する証券化商品においては、信用リスク並びに 金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等 の取引より発生しているものと基本的に変わるものではあり ません。

また、証券化された商品の債権プールのプリペイメント率 及びデフォルト率等の変化により時価が変動するリスクを有 しておりますが、各々の実績についてモニタリングし、管理 しております。

#### (取引に係る管理体制)

証券化取引の取扱いにつきましては、プリペイメント率及びデフォルト率等の変化をモニタリングし、管理しております。

#### ロ 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット 額の算出には「標準的手法」を適用します。

#### ハ 証券化取引に関する会計方針

(会計方針)

通常の有価証券と同様に約定日基準で会計処理を行います。

#### 二 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーにおいて使用する格付会社は、 四.口に記載した会社を使用します。

#### 八 オペレーショナル・リスクに関する事項

#### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(オペレーショナル・リスク管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職 員(パートタイマー、派遣社員を含む)の活動、もしくはシ ステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が 損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク(コンプライアンス)、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに分けて管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、リスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定し、「リスク統括部」がオペレーショナル・リスクを総合的に管理するとともに、各リスク・カテゴリーに関する「リスク管理部署」がそれぞれのリスクを管理しています。

## (オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであります。リスクの大きさや程度は、可能な限り、数値で定量的に表すこととしておりますが、定量化が不可能な場合は、具体的に定性的な表現で示し、可能な範囲で影響度や制御水準の評価を行っております。また、適切な管理が行えないリスクが存在する場合にはその削減手段を講ずることとしております。

当行では、オペレーショナル・リスクを適切に管理するために、前述したリスクカテゴリー毎にリスクの管理部署を定めております。「事務リスク管理規程」等、各リスクカテゴリーに対応したリスク管理規程や要領を定め、それらの諸規定等に基づき、リスクの顕現化の未然防止および顕在化時の影響の極小化に努めています。

#### ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の 算出にあたっては、当行は金融庁告示第十九条「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しております。

## 九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、「市場取引業務を行う上で、公正性の確保と迅速な対応を図るなか、計測かつ管理が可能なリスクについては、収益や自己資本等経営体力の裏付けを前提に能動的に一定のリスクを取り収益機会を捉えていくことを基本とする」というリスク管理の基本運営方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式相場の見通しに 基づく期待収益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相 関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、 ALM委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク(VaR)によって行っております。VaRの信頼水準は99%、保有期間については、1年にて計測しております。毎月開催されるALM委員会において、VaRとリスク限度額の比較やストレステストの結果をモニタリングしながら、収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は連結財務諸 表規則第14条に基づき、変更の理由や影響額について連結財 務諸表の注記に記載しております。

#### 十 銀行勘定における金利リスクに関する事項

#### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(リスク管理の方針)

当行では、多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対処し、銀行全体の収益力向上に資するべく、銀行勘定全体の金利リスク管理を行うことを基本方針としています。具体的には、ALM委員会において、「金利リスクヘッジに関する基本方針」を策定し、金利変動に対する施策の検討を定期的に行っております。

#### (手続きの概要)

金利リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会において半期毎に「金利リスクヘッジに関する基本方針」を策定し、その中間時点では定期的な見直しをしております。

各月のALM委員会においては、金利予測委員会の作成した金利予測レポートについて検討を行う他、銀行勘定全体の金利リスク量の計測結果について報告を行い、その変化の推移に注視しております。また同時に、信用リスク等、他のリスクも合わせた統合リスク量の計測を行って、自己資本等の経営体力との対比を行っています。当行のリスク・プロファイルを明らかにするとともに、過剰なリスクテイクとなっていないか、リスクテイクの余力はどれほどか、といった観点から、自己資本の充実度の検証を行っております。

#### ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの 算定手法の概要

(銀行勘定における金利リスクの測定)

当行では、銀行勘定の金利リスク量について、VaR法(分散・共分散法)およびBPV法による算出を各月末基準で行っております。このほか、モンテカルロ・シミュレーションによるストレステストも併せて実施しております。なお、リスク量の計測に際しては、流動性預金の市場金利の上昇に対す

る追随率を40%として算出しております。

#### (リスク計量化の基本方針)

当行では、リスク管理の基本方針として、定量化可能なリスクについては、出来る限り統一的な尺度(VaR)で統合的に管理することにより、リスクに見合った資本の最適配分と収益の確保を図ることとしております。金利リスクに関しても、この方針のもと、他のリスクと統合できるような内部管理を実施しております。

リスクの定量化に際しては、バックテスティングやストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性、有効性の検証に努め、リスク管理の実効性を確保するとともに、さらなる計測手法の高度化、精緻化に取り組んでおります。

#### [定量的な開示事項]

#### 自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円) 平成18年3月31日 平成19年3月31日 項 目 15,400 15,400 うち非累積的永久優先株 新株式申込証拠金 資本剰余金 8,289 8,291 111,754 利益剰余金 104,494 自己株式(△) 2,273 2,352 自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) 645 その他有価証券の評価差損(△) 基本的項目 為替換算調整勘定 (Tier1) 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 509 615 うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△) 証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△) (A) 126,420 133,064 計 うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 一般貸倒引当金 8,189 9.276 負債性資本調達手段等 補完的項目 (Tier2) うち永久劣後債務 うち期限付劣後債務及び期限付優先株 8,189 9,276 計 うち自己資本への算入額 (B) 7,006 7,262 控除項目 控除項目 (C) 50 516 自己資本額 (A) + (B) - (C)(D)133,376 139,809 資産(オン・バランス)項目 1,099,295 1,057,945 オフ・バランス取引等項目 21,743 19,023 信用リスク・アセットの額 (E) 1,121,038 1,076,969 リスク・アセット等 オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F) 84,995 (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) 6.799 計(E)+(F) (H) 1,121,038 1,161,964 連結自己資本比率(国内基準)  $=\frac{(D)}{(H)} \times 100$  (%) 11.89 12.03 Tier1比率= $\frac{(A)}{(H)} \times 100$  (%) 11.27 11.45 総所要自己資本額=(H)×4% 44,841 46,478

#### 自己資本の充実度

#### イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(単位:百万円) 平成18年度 項 目 (平成19年3月31日) オン・バランス 1. 現金 信用リスク 2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け 3. 外国の中央政府及び中央銀行向け 11 4. 国際決済銀行等向け 5. 我が国の地方公共団体向け 6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け 7. 国際開発銀行向け 8. 我が国の政府関係機関向け 184 217 9. 地方三公社向け 10. 金融機関及び証券会社向け 1,428 11. 法人等向け 16,105 12. 中小企業等向け及び個人向け 7,547 13. 抵当権付住宅ローン 2,274 14. 不動産取得等事業向け 5,675 15. 三月以上延滞等 2,310 16. 取立未済手形 17. 信用保証協会等による保証付 430 18. 出資等 3,359 19. 上記以外 2,715 20. 証券化 (オリジネーターの場合) 21. 証券化(オリジネーター以外の場合) 57 22. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 0 オン・バランス計 42317 1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント オフ・バランス 57 2. 原契約期間が1年以下のコミットメント 3. 短期の貿易関連偶発債務  $\cap$ 4. 特定の取引に係る偶発債務 0 5. NIF又はRUF 6. 原契約期間が1年超のコミットメント 209 7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 489 8. 派生商品取引 外為関連取引 3 オフ・バランス計 760 自己資本控除相当額 516 信用リスクに対する所要自己資本の額(含む、自己資本控除相当額) 43,594 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 3,399

信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本額(含む、自己資本控除相当額)

#### ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (単位:百万円)

項目	平成18年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,399
うち基礎的手法	3,399
うち粗利益配分手法	_
うち先進的計測手法	_

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

46,994

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## 三 信用リスクに関する事項

## イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別内訳(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

			内 訳	
	信用リスクエクスポー ジャーの期末残高	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引
	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
国内計	2,554,685	1,537,160	675,300	158
国外計	16,561	_	16,462	_
地域別合計	2,571,247	1,537,160	691,762	158
製造業	191,597	150,994	23,592	_
農業	5,390	5,390	_	_
林業	362	362	_	_
漁業	39	39	_	_
鉱業	1,963	1,909	_	_
建設業	91,263	91,134	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	24,836	18,596	401	_
情報通信業	12,068	10,234	1,624	_
運輸業	53,144	49,273	501	_
卸·小売業	155,307	151,950	1,996	_
金融 · 保険業	250,570	68,754	61,313	97
不動産業	218,201	208,044	_	_
各種サービス業	193,764	193,588	_	_
国・地方公共団体	812,592	219,209	593,383	_
その他	560,145	367,684	8,949	60
種別合計	2,571,247	1,537,160	691,762	158
1年以下	1,344,481	1,125,857	119,458	158
1年超3年以下	375,443	220,421	155,022	_
3年超5年以下	229,188	66,866	162,322	_
5年超7年以下	136,172	19,377	116,795	_
7年超10年以下	137,426	62,901	74,525	_
10年超	67,965	4,326	63,639	_
期間の定めのないもの	280,570	37,411	_	_
	2,571,247	1,537,160	691,762	158

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## ロ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

	三月以上延滞エクスポージャー
	平成18年度
国内計	45,487
計	_
地域別合計	45,487
製造業	3,102
農業	224
林業	75
漁業	_
鉱業	_
建設業	4,077
電気・ガス・熱供給・水道業	_
情報通信業	_
運輸業	66
卸・小売業	15,337
金融・保険業	133
不動産業	4,903
各種サービス業	8,894
国·地方公共団体	_
その他	8,676
業種別合計	45,487

<sup>(</sup>注) 1 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。 2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、3月以上延滞したものに係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%以上となるエクスポージャー

#### ハ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

期首残高 当期増加額 当期減少額 期末残高 平成17年度 7,243 8,189 7,243 8,189 一般貸倒引当金 9,276 8,189 9,276 平成18年度 8,189 平成17年度 30,413 27,925 30,413 27,925 個別貸倒引当金 平成18年度 27,925 21,725 27,925 21,725 平成17年度 特定海外債権引当金勘定 平成18年度 平成17年度 37,656 36,115 37,656 36,115 合 計 36,115 31,002 36,115 31,002 平成18年度

#### (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減 (△)額		期末残高	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
国内計	30,413	27,925	△ 2,488	△ 6,200	27,925	21,725
国外計	_	_	_	_	_	
地域別合計	30,413	27,925	△ 2,488	△ 6,200	27,925	21,725
製造業	3,607	3,712	105	△ 816	3,712	2,896
農業	121	12	△ 109	15	12	27
林業	3	_	△ 3	_	_	
漁業	_	_	_	_	_	
鉱業	_	_	_	_	_	_
建設業	8,572	7,351	△ 1,221	△ 3,935	7,351	3,416
電気・ガス・熱供給・水道業	32	_	△ 32	_	_	_
情報通信業	129	2	△ 127	△ 2	2	_
運輸業	1,975	_	△ 1,975	_	_	_
卸·小売業	3,313	2,602	△ 711	574	2,602	3,176
金融·保険業	167	172	5	13	172	185
不動産業	3,556	4,175	619	△ 1,710	4,175	2,465
各種サービス業	6,495	7,619	1,124	△ 407	7,619	7,212
国·地方公共団体	_	_	_	_	_	_
その他	2,443	2,280	△ 163	68	2,280	2,348
業種別合計	30,413	27,925	△ 2,488	△ 6,200	27,925	21,725

## ニ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

	貸出金償却		
	平成17年度	平成18年度	
国内計	232	98	
国外計	_	_	
地域別合計	232	98	
製造業	_	0	
農業	_	_	
林業	_	_	
漁業	_	_	
鉱業	_	_	
建設業	_	_	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	
情報通信業	_	_	
運輸業	_	_	
卸·小売業	0	_	
金融·保険業	_	_	
不動産業	133	_	
各種サービス業	_	0	
国・地方公共団体	_	_	
その他	98	98	
業種別合計	232	98	

<sup>(</sup>注) 一般貸倒引当金については、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

## ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高 並びに自己資本比率告示第三十一条第一項第三号及び第六号の規定により資本控除した額 (単位:百万円)

	エクスポー	ジャーの額
	平成1	8年度
	格付有り	格付無し
0%	744	875,140
10%	_	153,636
20%	54,160	188,221
35%	_	162,431
50%	124,141	_
75%	_	273,311
100%	40,699	630,344
150%	1,265	66,767
350%	_	380
自己資本控除	_	_
合 計	221,011	2,350,236

<sup>(</sup>注) 1 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

## 四 信用リスク削減手法に関する事項

イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
	平成18年度
現金及び自行預金	134,306
金	_
適格債権	_
適格株式	2,768
適格投資信託	_
適格金融資産担保合計	137,074
適格保証	120,738
適格クレジット・デリバティブ	_
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	120,738

<sup>(</sup>注)平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

## イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

#### ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額

グロス再構築コストの合計額は、52百万円(平成18年度)であります。

(注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む)

	(単位・日ガロ)
種類及び取引の区分	平成18年度
性規及の取引の四月	与信相当額
外国為替関連取引及び金関連取引	158
金利関連取引	_
株式関連取引	_
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_
その他のコモディティ取引	_
派生商品取引	158
クレジット・デリバティブ	_
合 計	158
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>

<sup>(</sup>注) 1 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

二 ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る)

該当ありません。

#### ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成18年度 与信相当額
外国為替関連取引及び金関連取引	158
金利関連取引	_
株式関連取引	_
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_
その他のコモディティ取引	_
派生商品取引	158
クレジット・デリバティブ	_
合 計	158

<sup>(</sup>注)1 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクション の購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ありません。

#### 六 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

該当ありません。

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

該当ありません。

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて 該当ありません。
- (8) **当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略** 該当ありません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

#### ロ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年度末
住宅ローン債権	_
自動車ローン債権	1,195
個品割賦債権	681
カードローン債権	300
事業者向け貸出	808
不明(ファンドの裏付資産)	792
合 計	3,777

<sup>(</sup>注) 1 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。 2 自己資本控除分は除いております。

#### (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成18年度末	
	残 高	所要自己資本
20%	3,368	26
50%	13	0
100%	15	0
350%	380	53
自己資本控除	_	_
合 計	3,777	81

<sup>(</sup>注) 1 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### (3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年度末
住宅ローン債権	_
自動車ローン債権	_
個品割賦債権	_
カードローン債権	_
事業者向け貸出	_
不明(ファンドの裏付資産)	280
合 計	280

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

## 七 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

<sup>2</sup> 自己資本控除分は除いております。

## 八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

- イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
  - (1) 出資等又は株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成18	8年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	115,407	115,407	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	5,562	5,562	
合 計	120,969	120,969	

#### (2) 子会社及び関連会社株式等

(単位:百万円)

	平成18年度末	
	連結貸借対照表計上額	
子会社·子法人等	_	
関連法人等	185	
合 計	185	

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成18年度		
売却損益	3,169		
償却額	73		

<sup>(</sup>注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。

#### ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

64,663百万円 (平成18年度) であります。

- (注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。 2 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。

## 二 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

保有目的	平成18年度				
体自日的	償却原価 時 価 評価損益				
その他有価証券	56,306	120,969	64,663		
子会社株式又は関連会社株式	185	185	_		
満期保有	_	_	_		

<sup>(</sup>注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。

## 九 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済 価値の増減額

Imilia - S. Hushiy		
	平成18年度	
金利ショックに対する経済価値の増減額	23,650百万円	
VaR	うち円 23,422百万円	
信頼区間 99%	うち外貨 228百万円	
保有期間 12カ月		
観測期間 1年		

<sup>(</sup>注) 1 流動性預金の市場金利の上昇に対する追随率を40%として算出しております。

<sup>(</sup>注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。 2 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### [定性的な開示事項]

#### 一 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段(平成19年3月末)

自己資本調達手段	概要
普通株式(398百万株)	完全議決権株式

#### 二 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本額に対して、各リスクカテゴリー毎に計量化したリスク量(信用リスク、市場リスク量等)を統合したリスク量が、経営体力の中に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としています。また、使用した資本に対する利益の状況を内部管理上の収益指標に活用することにより、健全性の確保とリスクに見合った収益の獲得を目指しております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- · 自己資本比率
- · Tier 1 比率
- ・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」 量および「信用集中リスク」量

#### 三 信用リスクに関する事項

#### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、 当行の資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少また は消滅し、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクへの対応として、審査体制の整備や 人材の育成を進めるとともに、信用リスク管理の高度化に積 極的に取り組んでおります。

#### (信用リスク管理の基本方針)

当行が企業として存続発展し、信用秩序を維持し、地域の金融仲介機関として社会的責務を果たしていくためには、銀行としての本業がリスク管理にあることを認識し、適正なリスクテイクとそれに見合うリターンをコントロールしていくとともに、損失を最小限に止めていく努力が不可欠であります。

特に、信用リスクは当行にとって最も基本的なリスクであ り、与信業務に係る本源的なリスクでもあります。

当行は、「リスク管理基本規定」を踏まえ、「融資の規範」に定める融資業務の基本的理念、規範に則り、信用リスク管理を徹底するとともに、その高度化を推進していくことを信用リスク管理の基本方針としております。

#### (貸倒引当金の計上基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金として計上する方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒 実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連 部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部 署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記 の引当を行っております。

#### ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切と判断し、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)を採用しております。

## 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスク削減手法とは)

当行では、自己資本比率の算出において、告示第八十条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行の抱えているリスクを軽減するための措置であり、金融資産担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。比率の算出以外においては、担保として、不動産等により信用リスクの削減を図っております。

#### (方針および手続きの概要)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められている適格金融資産担保については、当行が定める「担保評価基準」にて、評価及び管理を行っております。自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。また、保証については住宅金融支援機構や政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっており、信用度の評価については、すべて政府保証と同様に判定しております。貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。なお、不動産においては、定期的に値洗いを行い、適切な信用リスクの把握に努めております。

## 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オン・バランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引の信用リスク算出に当たっては、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し、管理しております。

#### 六 証券化エクスポージャーに関する事項 イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(取引の内容)

当行は、債権の証券化については、投資家としてのみ保有しており、証券化を行った資産はなく、オリジネーター及びサービサーとしても証券化に関与しておりません。

(取引に対する取組方針)

当行は新規の証券化の予定はありません。

(取引に係るリスクの内容)

当行が保有する証券化商品においては、信用リスク並びに 金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等 の取引より発生しているものと基本的に変わるものではあり ません。

また、証券化された商品の債権プールのプリペイメント率 及びデフォルト率等の変化により時価が変動するリスクを有 しておりますが、各々の実績についてモニタリングし、管理 しております。

#### (取引に係る管理体制)

証券化取引の取扱いにつきましては、プリペイメント率及びデフォルト率等の変化をモニタリングし、管理しております。

#### ロ 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット 額の算出には「標準的手法」を適用します。

#### ハ 証券化取引に関する会計方針

(会計方針)

通常の有価証券と同様に約定日基準で会計処理を行います。

#### 二 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーにおいても、使用する格付会社は、 三.口に記載した会社を使用します。

## 七 オペレーショナル・リスクに関する事項 イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(オペレーショナル・リスク管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー、派遣社員を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク(コンプライアンス)、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに分けて管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、リスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定し、「リスク統括部」がオペレーショナル・リスクを総合的に管理するとともに、各リスク・カテゴリーに関する「リスク管理部署」がそれぞれのリスクを管理しています。

#### (オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであります。リスクの大きさや程度は、可能な限り、数値で定量的に表すこととしておりますが、定量化が不可能な場合は、具体的に定性的な表現で示し、可能な範囲で影響度や制御水準の評価を行っております。また、適切な管理が行えないリスクが存在する場合にはその削減手段を講ずることとしております。

当行では、オペレーショナル・リスクを適切に管理するために、前述したリスクカテゴリー毎にリスクの管理部署を定めております。「事務リスク管理規程」等、各リスクカテゴリーに対応したリスク管理規程や要領を定め、それらの諸規定等に基づき、リスクの顕現化の未然防止および顕在化時の影響の極小化に努めています。

## ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の 算出にあたっては、当行は金融庁告示第十九条「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しております。

## 八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、「市場取引業務を行う上で、公正性の確保と迅速な対応を図るなか、計測かつ管理が可能なリスクについては、収益や自己資本等経営体力の裏付けを前提に能動的に一定のリスクを取り収益機会を捉えていくことを基本とする」というリスク管理の基本運営方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式相場の見通しに 基づく期待収益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相 関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、 ALM委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク(VaR)によって行っております。VaRの信頼水準は99%、保有期間については、1年にて計測しております。毎月開催されるALM委員会において、VaRとリスク限度額の比較やストレステストの結果をモニタリングしながら、収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等 規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸 表の注記に記載しております。

## 九銀行勘定における金利リスクに関する事項

## イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(リスク管理の方針)

当行では、多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対処し、銀行全体の収益力向上に資するべく、銀行勘定全体の金利リスク管理を行うことを基本方針としています。具体的には、ALM委員会において、「金利リスクヘッジに関する基本方針」を策定し、金利変動に対する施策の検討を定期的に行っております。

#### (手続きの概要)

金利リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会において半期毎に「金利リスクヘッジに関する基本方針」を策定し、その中間時点では定期的な見直しをしております。

各月のALM委員会においては、金利予測委員会の作成した金利予測レポートについて検討を行う他、銀行勘定全体の金利リスク量の計測結果について報告を行い、その変化の推移に注視しております。また同時に、信用リスク等、他のリスクも合わせた統合リスク量の計測を行って、自己資本等の経営体力との対比を行っています。当行のリスク・プロファイルを明らかにするとともに、過剰なリスクテイクとなっていないか、リスクテイクの余力はどれほどか、といった観点から、自己資本の充実度の検証を行っております。

#### ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの 算定手法の概要

(銀行勘定における金利リスクの測定)

当行では、銀行勘定の金利リスク量について、VaR法(分散・共分散法)およびBPV法による算出を各月末基準で行っております。このほか、モンテカルロ・シミュレーションによるストレステストも併せて実施しております。なお、リスク量の計測に際しては、流動性預金の市場金利の上昇に対する追随率を40%として算出しております。

#### (リスク計量化の基本方針)

当行では、リスク管理の基本方針として、定量化可能なリスクについては、出来る限り統一的な尺度(VaR)で統合的に管理することにより、リスクに見合った資本の最適配分と収益の確保を図ることとしております。金利リスクに関しても、この方針のもと、他のリスクと統合できるような内部管理を実施しております。

リスクの定量化に際しては、バックテスティングやストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性、有効性の検証に努め、リスク管理の実効性を確保するとともに、さらなる計測手法の高度化、精緻化に取り組んでおります。

## [定量的な開示事項]

## ー 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率 (国内基準)

				(単位・日力)
	項 目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
	資本金		15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		8,287	8,287
	その他資本剰余金		2	4
	利益準備金		9,405	9,405
	任意積立金		92,602	
	次期繰越利益		2,202	
	その他利益剰余金			102,062
	その他		_	_
基本的項目 (Tier1)	自己株式(△)		2,273	2,352
(11611)	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)			645
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	新株予約権			_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額 (△)			_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		_	_
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)		_	_
	計	(A)	125,626	132,161
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当	額	_	_
	一般貸倒引当金		6,962	7,176
	負債性資本調達手段等		_	_
補完的項目 (Tier2)	うち永久劣後債務		_	_
(Tierz)	うち期限付劣後債務及び期限付優先株		_	_
	計		6,962	7,176
	うち自己資本への算入額	(B)	6,962	7,176
	控除項目	(C)	50	331
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	132,538	139,006
	   資産(オン・バランス)項目		1,096,940	1,056,631
	オフ・バランス取引等項目		21,743	19,023
	信用リスク・アセットの額	(E)	1,118,683	1,075,655
リスク・アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)		83,410
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)		6,672
	計 (E)+(F)	(H)	1,118,683	1,159,065
単体自己資本比率(国内基	基準)= <u>(D)</u> ×100 (%)		11.84	11.99
Tier1比率= <u>(A)</u> ×100			11.22	11.40
総所要自己資本額=(H)>			44,747	46,362

## 二 自己資本の充実度

## イ 所要自己資本の額

(単位:百万円)

		項目	平成18年度 (平成19年3月31日)
信用リスク	オン・バランス	1. 現金	_
		2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_
		3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	11
		4. 国際決済銀行等向け	_
		5. 我が国の地方公共団体向け	_
		6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	_
		7. 国際開発銀行向け	_
		8. 我が国の政府関係機関向け	182
		9. 地方三公社向け	217
		10. 金融機関及び証券会社向け	1,427
		11. 法人等向け	16,726
		12. 中小企業等向け及び個人向け	7,547
		13. 抵当権付住宅ローン	2,274
		14. 不動産取得等事業向け	5,675
		15. 三月以上延滞等	2,244
		16. 取立未済手形	1
		17. 信用保証協会等による保証付	430
		18. 出資等	3,420
		19. 上記以外	2,050
		20. 証券化(オリジネーターの場合)	_
		21. 証券化(オリジネーター以外の場合)	57
		22. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産 の把握が困難な資産	0
		オン・バランス計	42,265
	オフ・バランス	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	_
		2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	57
		3. 短期の貿易関連偶発債務	0
		4. 特定の取引に係る偶発債務	0
		5. NIF又はRUF	_
		6. 原契約期間が1年超のコミットメント	209
		7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	489
		8. 派生商品取引	3
		外為関連取引	3
		オフ・バランス計	760
	自己資本控除相当	額	331
信用リスク	に対する所要自己資	本の額(含む、自己資本控除相当額)	43,357
オペレーシ	ョナル・リスクに対	3,336	
信用リスク	及びオペレーショナ	ル・リスクに対する総所要自己資本額(含む、自己資本控除相当額)	46,693
(注) 平成17年度	更の計数は、バーゼルⅡ	により計測していないため記載しておりません。	

<sup>(</sup>注)平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。

## ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

項  目	平成18年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,336
うち基礎的手法	3,336
うち粗利益配分手法	_
うち先進的計測手法	_

<sup>(</sup>注)平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## 三 信用リスクに関する事項

## イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別内訳(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

			内 訳	(単位・日月月)
	信用リスクエクスポー ジャーの期末残高	貸出金、コミットメン ト及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ		デリバティブ取引
		ランス取引		
	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
国内計	2,551,662	1,550,072	675,300	158
国外計	16,561	_	16,462	_
地域別合計	2,568,224	1,550,072	691,762	158
製造業	191,597	150,994	23,592	_
農業	5,390	5,390	_	_
林業	362	362	_	_
漁業	39	39	_	_
鉱業	1,963	1,909	_	_
建設業	91,263	91,134	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	24,836	18,596	401	_
情報通信業	12,068	10,234	1,624	_
運輸業	53,144	49,273	501	_
卸·小売業	155,307	151,950	1,996	_
金融・保険業	252,088	68,754	61,313	97
不動産業	218,201	208,044	_	_
各種サービス業	193,764	193,588	_	_
国・地方公共団体	812,592	219,209	593,383	_
その他	555,605	380,596	8,949	60
業種別合計	2,568,224	1,550,072	691,762	158
1年以下	1,344,481	1,125,857	119,458	158
1年超3年以下	375,443	220,421	155,022	_
3年超5年以下	229,188	66,866	162,322	_
5年超7年以下	136,172	19,377	116,795	_
7年超10年以下	137,426	62,901	74,525	_
10年超	67,965	4,326	63,639	_
期間の定めのないもの	277,547	50,323	_	_
残存期間別合計	2,568,224	1,550,072	691,762	158

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## ロ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

	三月以上延滞エクスポージャー
	平成18年度
国内計	44,385
計	_
地域別合計	44,385
製造業	3,102
農業	224
林業	75
漁業	_
鉱業	_
建設業	4,077
電気・ガス・熱供給・水道業	_
情報通信業	_
運輸業	66
卸・小売業	15,337
金融・保険業	133
不動産業	4,903
各種サービス業	8,894
国·地方公共団体	_
その他	7,569
業種別合計	44,385

<sup>(</sup>注) 1 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。 2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、3月以上延滞したものに係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%以上となるエクスポージャー

#### ハ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

期首残高 当期増加額 当期減少額 期末残高 平成17年度 6,005 6,962 6,005 6,962 一般貸倒引当金 平成18年度 7,176 7,176 6,962 6,962 平成17年度 29,096 26,456 29,096 26,456 個別貸倒引当金 26,456 20,135 20,135 平成18年度 26,456 平成17年度 特定海外債権引当金勘定 平成18年度 平成17年度 33,418 35,101 33,418 35,101 計 平成18年度 33,418 27,311 33,418 27,311

#### (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減(△)額		期末残高	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
国内計	29,096	26,456	△ 2,640	△ 6,321	26,456	20,135
国外計	_	_	_	_	_	
地域別合計	29,096	26,456	△ 2,640	△ 6,321	26,456	20,135
製造業	3,607	3,712	105	△ 816	3,712	2,896
農業	121	12	△ 109	15	12	27
林業	3	_	△ 3	_	_	
漁業	_	_	_	_	_	
鉱業	_	_	_	_	_	
建設業	8,572	7,351	△ 1,221	△ 3,935	7,351	3,416
電気・ガス・熱供給・水道業	32	_	△ 32	_	_	
情報通信業	129	2	△ 127	△ 2	2	_
運輸業	1,975	_	△ 1,975	_	_	
卸・小売業	3,313	2,602	△ 711	574	2,602	3,176
金融・保険業	167	172	5	13	172	185
不動産業	3,556	4,175	619	△ 1,710	4,175	2,465
各種サービス業	6,495	7,619	1,124	△ 407	7,619	7,212
国·地方公共団体	_	_	_	_	_	_
その他	1,126	811	△ 315	△ 53	811	758
業種別合計	29,096	26,456	△ 2,640	△ 6,321	26,456	20,135

#### 二 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

	貸出金償却		
	平成17年度	平成18年度	
国内計	136	4	
<b>信</b> 权国	_	_	
地域別合計	136	4	
製造業	_	0	
農業	_	_	
林業	_	_	
漁業	_	_	
鉱業	_	_	
建設業	_	_	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	
情報通信業	_	_	
運輸業	_	_	
卸·小売業	0	_	
金融・保険業	_	_	
不動産業	133	_	
各種サービス業	_	0	
国・地方公共団体	_	_	
その他	2	4	
業種別合計	136	4	

<sup>(</sup>注) 一般貸倒引当金については、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

## ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高 並びに自己資本比率告示第四十三条第一項第二号及び第五号の規定により資本控除した額 (単位:面万円)

	エクスポー	ジャーの額	
	平成18年度		
	格付有り	格付無し	
0%	744	874,910	
10%	_	153,261	
20%	54,160	188,095	
35%	_	162,431	
50%	124,141	_	
75%	_	273,311	
100%	40,699	630,745	
150%	1,265	64,076	
350%	_	380	
自己資本控除	_	_	
合 計	221,011	2,347,213	

<sup>(</sup>注) 1 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

## 四 信用リスク削減手法に関する事項

イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
	平成18年度
現金及び自行預金	134,306
金	_
適格債権	_
適格株式	2,768
適格投資信託	_
適格金融資産担保合計	137,074
適格保証	120,738
適格クレジット・デリバティブ	_
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	120,738

<sup>(</sup>注)平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

#### イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

## ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額

グロス再構築コストの合計額は、52百万円(平成18年度)であります。

(注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む)

	(单位:日月円)	
種類及び取引の区分	平成18年度	
性規及の取引の区別	与信相当額	
外国為替関連取引及び金関連取引	158	
金利関連取引	_	
株式関連取引	_	
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_	
その他のコモディティ取引	_	
派生商品取引	158	
クレジット・デリバティブ	_	
合 計	158	

<sup>(</sup>注) 1 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。

二 ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る)

該当ありません。

#### ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成18年度 与信相当額	
外国為替関連取引及び金関連取引	158	
金利関連取引	_	
株式関連取引	_	
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_	
その他のコモディティ取引	_	
派生商品取引	158	
クレジット・デリバティブ	_	
合 計	158	

<sup>(</sup>注)1 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクション の購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ありません。

#### 六 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 該当ありません。
  - (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

該当ありません。

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (4) **保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額** 該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて 該当ありません。
- (8) **当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略** 該当ありません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

#### ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年度末
住宅ローン債権	_
自動車ローン債権	1,195
個品割賦債権	681
カードローン債権	300
事業者向け貸出	808
不明(ファンドの裏付資産)	792
合 計	3,777

<sup>(</sup>注) 1 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。 2 自己資本控除分は除いております。

#### (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成18年度末		
	残 高	所要自己資本	
20%	3,368	26	
50%	13	0	
100%	15	0	
350%	380	53	
自己資本控除	_	_	
合 計	3,777	81	

<sup>(</sup>注) 1 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### (3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

平成18年度末	
住宅ローン債権	_
自動車ローン債権	_
個品割賦債権	_
カードローン債権	_
事業者向け貸出	_
不明(ファンドの裏付資産)	280
合 計	280

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

## 七 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

<sup>2</sup> 自己資本控除分は除いております。

## 八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

- イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
  - (1) 出資等又は株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成18年度末	
	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	115,264	115,264
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	5,471	5,471
合 計	120,736	120,736

#### (2) 子会社及び関連会社株式等

(単位:百万円)

	平成18年度末
	貸借対照表計上額
子会社·子法人等	10
関連法人等	2,004
	2,014

<sup>(</sup>注) 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成18年度
売却損益	3,050
償却額	842

ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。 (注) 1

#### ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

64,533百万円(平成18年度)であります。

- (注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。
  - 2 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

#### 二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

保有目的	平成18年度		
沐行日的	償却原価	時 価	評価損益
その他有価証券	56,202	120,736	64,533
子会社株式又は関連会社株式	2,014	2,014	_
満期保有	_	_	_

<sup>(</sup>注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。

## カ、銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増 減額

	平成18年度
金利ショックに対する経済価値の増減額	23,650百万円
VaR	うち円 23,422百万円
信頼区間 99%	うち外貨 228百万円
保有期間 12カ月	
観測期間 1年	

<sup>(</sup>注) 1 流動性預金の市場金利の上昇に対する追随率を40%として算出しております。

<sup>(</sup>注) 1 ファンドの裏付資産としての出資等エクスポージャーを除いております。 2 平成17年度の計数は、バーゼルIIにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

<sup>2</sup> 平成17年度の計数は、バーゼルⅡにより計測していないため記載しておりません。

## ふれあい、さわやか 山梨中央銀行

平成19年7月発行 株式会社山梨中央銀行経営企画部 〒400-8601 甲府市丸の内一丁目20番8号 電話 055-233-2111 ホームページ http://www.yamanashibank.co.jp/